

E i w a N e w s

消費税転嫁対策法、路線価公表

平成 25 年 7 月
(No. 096)

[1] 消費税転嫁対策法（価格表示の特例について）

本年 10 月 1 日より、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策法）」が施行されます。

この法律は、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引上げに際し、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示に関する特別措置などを講じることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的としています。

<表示方法>

価格の表示に関する特別措置で、表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないとされました。

表示の具体例などは今後のガイドラインで示されることとなりますが、現行の総額表示制度に加え下記のような表示方法が可能になると見込まれます。

| 現行の総額表示制度による表示例 | 10 月 1 日より可能となる表示例 |
|-------------------------------|---------------------|
| 10,500 円 | 10,000 円（税抜） |
| 10,500 円（税込） | 10,000 円 + 税 |
| 10,500 円（税抜 10,000 円） | 税抜 10,000 円 + 税 |
| 10,500 円（うち税 500 円） | 税抜 10,000 円、税 500 円 |
| 10,500 円（税抜 10,000 円、税 500 円） | |

「税込価格と誤認されないための措置を講じているときに限り」とされているため、税込価格で表示しない場合には、「表示価格は全て税抜きの価格であり、別途消費税がかかる」旨の掲示をするなど、対応が必要になります。

<適用期間>

平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間に限り適用されます。

[2] 平成 25 年分の路線価公表

平成 25 年分の路線価が 7 月 1 日に公表されました。

路線価は、各国税局が算定する 1 平方メートル当たりの土地の評価額をいい、相続税や贈与税を計算する上で必要な指標です。また、これは一般的に実際の取引価格の 8 割程度であると言われています。

全国約 36 万地点の標準宅地の評価額は、平均で前年比 1.8%の下落となり、5 年連続の下落となりましたが、下落幅は前年より 1.0%縮小しました。

都道府県別では、昨年は上昇した都道府県はありませんでしたが、今年は宮城県が 1.7%、愛知県が 0.1%上昇し、また、残る 45 都道府県も下落幅は縮小となっています。

都市部では、東京都が 0.3%、神奈川県が 0.2%、大阪府が 0.8%の下落といずれも 1%を下回り、底打ち感が強まりました。

主な都市部の最高路線価は以下のとおりです。

全国の最高路線価地点は、28 年連続で東京都中央区銀座 5 丁目銀座中央通り（鳩居堂前）で、1 平方メートル当たり 2,152 万円でした。

昨年同様、福島第 1 原子力発電所の事故に関する警戒区域、計画的避難区域などの評価額は「ゼロ」とされます。

(1 m²当たり)

| 最高路線価の所在地 | 最高路線価 | | 対前年変動率 | |
|--------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 25 年分 | 平成 24 年分 | 平成 25 年分 | 平成 24 年分 |
| | 千円 | 千円 | % | % |
| 札幌(中央区北 5 条西 3 丁目 札幌停車場線通り) | 2,560 | 2,480 | 3.2 | 3.3 |
| 仙台(青葉区中央 1 丁目 青葉通り) | 1,660 | 1,680 | ▲ 1.2 | ▲ 8.7 |
| さいたま(大宮区桜木町 2 丁目 大宮駅西口駅前ロータリー) | 2,250 | 2,220 | 1.4 | ▲ 1.3 |
| 千葉(中央区富士見 2 丁目 千葉駅側通り) | 1,130 | 1,180 | ▲ 4.2 | ▲ 7.1 |
| 東京(中央区銀座 5 丁目 銀座中央通り) | 21,520 | 21,520 | 0.0 | ▲ 2.2 |
| 横浜(西区南幸 1 丁目 横浜駅西口パスタミナル前通り) | 6,180 | 5,880 | 5.1 | ▲ 0.5 |
| 名古屋(中村区名駅 1 丁目 名駅通り) | 6,000 | 5,860 | 2.4 | 0.9 |
| 京都(下京区四条通寺町東入 2 丁目御旅町 四条通) | 2,520 | 2,520 | 0.0 | 0.0 |
| 大阪(北区角田町 御堂筋) | 7,120 | 6,800 | 4.7 | 0.0 |
| 神戸(中央区三宮町 1 丁目 三宮センター街) | 2,360 | 2,390 | ▲ 1.3 | ▲ 1.2 |
| 広島(中区胡町 相生通り) | 1,770 | 1,770 | 0.0 | ▲ 3.8 |
| 福岡(中央区天神 2 丁目 渡辺通り) | 4,640 | 4,640 | 0.0 | 0.0 |
| 熊本(中央区手取本町 下通り) | 1,170 | 1,200 | ▲ 2.5 | ▲ 5.5 |

全国の路線価は、平成 23 年分から平成 25 年分につき、国税庁ホームページの『財産評価基準書 路線価図・評価倍率表』のページ(<http://www.rosenka.nta.go.jp/>)で、閲覧することが出来ます。

また、平成 25 年分の路線価によるご自宅や会社の土地等の評価額についてご確認されたい場合には、弊事務所の担当者にお気軽にご連絡下さい。